

ふれあいの居場所づくり 始めてみませんか？



弘前市では居場所を通じて高齢者の健康維持及び地域での支え合い活動を推進しています。

ふれあいの居場所づくりについて

▼ふれあいの居場所って？

地域の公共施設や集会所、自宅等を利用して、住民同士が気軽に集まり交流できる場所のことです。高齢者や各世代との交流、介護予防に関する取り組み等を行っています。

▼開催するには？

皆で集合できる場所さえあれば開催できます。改修費や運営費に利用できる補助金事業もありますので、裏面をご覧ください。

▼どんな活動をしているの？

茶話会、カフェ、体操、健康講座、趣味活動レクリエーションなど様々な介護予防に関する活動を企画、運営し、生き生きとした生活が送れるよう取り組んでいます。

▼生活支援コーディネーターってなに？

居場所を開催したい、運営方法等を知りたい等疑問の解消、開設のお手伝いをしている専門の相談員です。下記連絡先へお気軽にご相談ください。

各圏域の生活支援コーディネーター

第一中学校区	弘前市社会福祉協議会	TEL 33-1161
第二中学校区	オリーブコート城西一丁目	TEL 39-2200
第三、南中学校区(松原小区)	弘前大清水ホーム	TEL 36-2266
第五・東・石川中学校区	城東在宅介護支援センター	TEL 28-0082
津軽・常盤野・相馬、東目屋中学校区	弘前市社会福祉協議会岩木支部	TEL 82-2353
第四・南中学校区(松原小区除く)	在宅介護支援センター静風苑	TEL 88-1433
新和・船沢・北辰・裾野中学校区	介護老人保健施設 平成の家	TEL 95-3981



居場所に参加している皆さんは、趣味活動、運動等様々な介護予防に関する活動を行っています。

お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-7072 (直通)

高齢者ふれあい居場所 づくり補助金のご案内



○補助の対象者

・高齢者の孤立化や閉じこもりを防止し、認知症の早期発見や進行防止、介護予防等を目的として居場所を運営する個人または団体です。
※今年度既に開催又は運営している団体も対象になります。

○補助対象となる活動

- ・茶話会・カフェ
- ・健康相談会
- ・介護予防に資する体操・運動
- ・レクリエーション
- ・出前講座
- ・趣味活動（ただし他の活動内容の一部であること）など



○補助対象経費

①改修費

・手すりの取り付け、段差の解消、屋根の修理、引き戸等への扉の取り換え、洋式便器などへの取り替え等



②運営費

賃借料、光熱水費、通信費、広報費、消耗品費、講師料 など



○補助金額

①改修費 1件あたり上限18万円

<ご注意>

・改修する**14日前**までに申請をお願いします。

②運営費

1か月あたりの平均運営日数	補助金額（年額）
1日	5,000円
2日以上4日未満	10,000円
4日以上8日未満	30,000円
8日以上12日未満	40,000円
12日以上16日未満	50,000円
16日以上20日未満	60,000円
20日以上	70,000円

<ご注意>

・新たに運営を開始する場合は**7日前**までに申請をお願いします。

※令和5年10月1日以降に、新たに運営を開始した場合は2分の1に相当する額となります。

○補助金申請の流れ

①補助金申請

申請書、事業計画書、収支予算書を提出

②交付決定

改修工事開始又は居場所の運営開始

③居場所の運営

実施内容の記録、参加者名簿作成

④活動終了後

実績報告書等を提出

⑤指定口座へ補助金をお支払いします



顔なじみが増える＋楽しみも増える＝笑顔が倍増！



お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-7072（直通）